

# 法獣医学の世界

2022年9月3日(土)

13時30分～16時05分 オンライン配信

参加無料  
登録はこちらから



- 13:30-13:35 開会 高井 伸二 (北里大学名誉教授、日本学術会議第二部会員)  
13:35-14:15 法獣医学と日本法獣医学会 田中 亜紀 (日本法獣医学会会長)  
14:15-14:40 法獣医学の実際：虐待の現場から 木原 友子 (日本獣医生命科学大学 助教)  
14:40-15:05 法獣医学の実際：分析の現場から 池中 良徳 (北海道大学 教授)  
15:05-15:30 法学からみた法獣医学 三上 正隆 (愛知学院大学 教授)  
15:30-16:00 これからの法獣医学 (討論)  
16:00-16:05 閉会 石塚 真由美 (北海道大学教授、日本学術会議第二部会員)



主催 日本法獣医学会  
<https://www.jvfm.net/home>

主催 日本学術会議、日本獣医生命科学大学  
北海道大学獣医学研究院  
後援 日本獣医学会  
連絡先 [scj-tox@vetmed.hokudai.ac.jp](mailto:scj-tox@vetmed.hokudai.ac.jp)

# 日本学術会議・公開シンポジウム 「法獣医学の世界」

## 法獣医学と日本法獣医学会

田中 亜紀(講師)  
日本獣医生命科学大学

### 1. はじめに

法獣医学とは、動物に関する法律に関与する、もしくは関与する可能性のある事項について、獣医学的に考究する学問から始まったが、法律の関与に関わらず、動物に関わる不審な事態について、獣学的技術を用いて解明する学問である。動物福祉の向上と人および地域社会の安全への寄与を目的とし、医学領域でいうところの法医学に該当する社会獣医学の一端を担う新しい日本では獣医学的分野である。

対象となる動物は、動物が関連する法律によって、各々規定される動物種は異なるが、法獣医学の学問上は、人と関わる全ての動物種が対象となる。

法獣医学の実務の内容は幅広く、刑事法事件、民事訴訟、動物が加害の人の検死および検案、獣医療過誤に関する証言、動物保険請求・産業紛争・環境アセスメントに関する証言、ペットショップやペットホテル、動物園等の行政調査および監査、各種動物販売/飼養管理基準の調査等が挙げられる。本邦においては、刑事法事件への対応が主体であり、刑事法事件の主な鑑定項目は、動物虐待の評価、つまり、動物愛護管理法第44条違反容疑に関する鑑定であり、解剖検査や画像検査、薬毒物検査、DNA検査、動物の飼育環境評価等を実施し、当該動物の死因や人為的な損傷の有無等の獣医学的な評価が求められる。

### 2. 日本法獣医学会の発足

動物虐待や動物の不審死体および中毒死等は、地域内での反社会行為を示唆し、動物に関わる犯罪行為の実証には獣医学的知見が必要不可欠である。多様化する獣医学に対する近年の社会的ニーズに対応するために、2019年に「日本法獣医学研究会」を発足させた。

「日本法獣医学会」では、生死に関わらず、動物の不審な状況の原因を多面的に解明することを目的とする。動物の不審死体や虐待等に関わる通報および相談は年々増えてきているが、これまで動物の不審な状況に包括的に対応する部署や受け

皿がなかったのが現状である。また、これまでの動物虐待に関わる主な問題点として、動物虐待が疑われる場合の調査手法や評価が不明瞭ということが挙げられる。国内の動物虐待等に関わる事例を蓄積し、動物虐待の分類、関与因子、地域性、因果関係を統計疫学解析することにより、日本での動物虐待の実態調査を行うことも目的とする。また、法獣医学研究の発表の場としての学術大会を年に1回開催し、その他、海外の専門家を招聘し、法獣医学に関する最新知見を発信するシンポジウム等を年に複数回開催し、法獣医学の情報発信を行っている。

### 3. 最後に

2020年に、動物の愛護と管理に関する法律が改正され、獣医師には動物虐待に対する通報が義務化された。一方で、我が国の獣医学教育には、法獣医学は含まれていない。動物が関連する犯罪は増加傾向にあるものの、それに対応する獣医師の教育については不十分であると言わざるを得ない状況にある。そのため、獣医師は、法獣医学の素養を身に着ける機会のないまま業務に当たり、市民や通報を受けた警察からの動物に関連する犯罪等の問いに対応しなければならない現状となっている。今後は、法獣医学の学術分野を獣医学教育にも組み込むことを目指し、全ての獣医師が動物虐待の疑われる状況を見過ごさずに対応できるように、関連部署との連携システムの構築も目標とする。

#### 【講演者略歴】

1998年 日本獣医畜産大学獣医学部獣医学科卒業

1998年-2001年 動物病院勤務

2001年 University of California, Davis, Department of Environmental Toxicology

2006年- 2008年 University of California, Davis, Master's of Preventive Veterinary Medicine in Shelter Medicine

2008年-2010年 University of California, Davis, Post-doctoral fellow at Shelter Medicine Program

2010年 - 2015年 University of California, Davis,  
PhD in Epidemiology

2015年-2019年 日本獣医生命科学大学ポスドク  
ター

2019年 日本獣医生命科学大学獣医学部助教

2021年-現在 日本獣医生命科学大学獣医学部講  
師

# 日本学術会議・公開シンポジウム 「法獣医学の世界」

## 法獣医学の実際：虐待診断の現場から

木原友子(助教)

日本獣医生命科学大学・シェルターメディスン講座

### 1. はじめに

動物虐待とは、動物に不必要な痛み、苦痛、苦悩を与える非人道的な行為とされる。児童虐待と同様に、身体的虐待、ネグレクト、性虐待、心理的虐待等に分類され、本邦においても、動物愛護管理法等において罰則が規定される犯罪行為である。警察庁の統計においても、その検挙件数は増加の一途を辿っている。本稿では、法獣医学の実際として、動物虐待への大学における取り組みの一端についてご紹介したい。

### 2. 動物の不審死体の解剖調査

本学では、2016年より行政および警察の依頼による動物の不審死体の解剖検査を承っている。警察の依頼においては、鑑定処分許可状や鑑定嘱託書に戻づく鑑定業務を行うこともある。諸外国においても、動物虐待に関する死体解剖調査は行われているが、伴侶動物や野生動物等、動物種別に分かれていることが多いが、本学においては、動物種や品種に制限を設けずに、伴侶動物を始めとし、飼育下の別に関わらず野生動物に至るまで、あらゆる動物の不審死体の検査依頼を引き受けている。動物虐待の形態は様々であり、ときに虐待の種類は重複する。動物がどのような暴力を受けていたのか、それが死因にどの程度寄与しているのかを判断するためには、解剖検査だけでなく、画像検査、DNA検査、藻類検査、薬毒物検査等の諸検査の結果と、発見時の状況を踏まえて総合的に判断することが重要である。

### 3. 多頭飼育崩壊の現地調査および生体診察

多頭飼育崩壊とは、複数頭の動物を飼養し、必要な世話を怠り損傷や疾病の治療をせずに放置するといったネグレクトをいう。動物福祉という概念が広く普及していない日本においては、動物の飼養管理と密接に関わる動物虐待であるネグレクトに関して、動物には餌と寝床を与えていればそれで良いといった前時代的な飼養管理が行われ、地

域においても問題視されず、容認されてしまうことも多く、動物虐待と不適切飼養の線引きが問題となっている。本来、不適切飼養と動物虐待は連続的な変化であり、1日で全身の毛玉や指に食い込むような巻き爪が形成されることはない。不適切な飼養管理によって動物が死亡したり、衰弱していれば、獣医学的にネグレクトと判断する。多頭飼育崩壊においては飼養頭数が多いことは言い訳にならず、飼養管理に充てる人材を増やす、飼養頭数を減らす、動物を飼わないといった対策を取るしかない。行政の指導にも従わず、頑なに動物福祉を損なう飼養管理を継続する場合には法執行機関の判断を仰ぐ他に選択肢はない。本学では法執行機関の判断材料となる調査および資料の作成を引受けている。

### 4. 最後に

動物虐待は、動物福祉を損なうだけでなく、地域の安全を脅かす犯罪行為であり、対人暴力や家庭内暴力との関連性が指摘されている。国際的にも虐待等の暴力の問題は、個人間では解決できない非感染性の公衆衛生的課題であり、人に関する暴力においては医学および医療関係者が対応するのと同様に、動物に関する暴力においては獣医学および獣医療関係者にその対応が求められており、今後も動物虐待の調査研究の継続と拡充が必要である。

### 【講演者略歴】

2006年 共立薬科大学薬学部薬学科卒業

2006年-2009年 医療法人慈生会丸山記念総合病院

2016年 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科卒業

2021年 東京大学大学院医学系研究科社会医学専攻博士課程修了

2021-2022年 日本獣医生命科学大学ポスドク

2022年- 現職

# 日本学術会議・公開シンポジウム 「法獣医学の世界」

## 法獣医学の実際：中毒分析の現場から

池中良徳(教授)

北海道大学大学院獣医学研究院附属動物病院トランスレーショナルリサーチ推進室

北海道大学大学院獣医学研究院環境獣医科学分野毒性学教室

北海道大学One Health Research Center

### 1. はじめに

動物の死体が発見されたときに、最初に疑うのは餓死や外傷、感染症である。しかし、これらがいずれも陰性の場合、中毒死を疑う必要がある。

一方、中毒の診断には、中毒原因となる化学物質の検出が必要であり、そのためには化学分析のための高度な知識や、検出のための高価な装置が必要である。北海道大学大学院獣医学研究院および北海道大学One Health Research Centerでは、10年以上の時間かけ、動物の中毒診断のための知見や装置を整えてきた。現在、有機化学物質分析用として、液体クロマトグラフ質量分析計(トリプル四重極型)が2台、ガスクロマトグラフ質量分析計が2台(トリプル四重極型が1台、四重極型が1台)、毒性金属分析用として誘導結合プラズマ質量分析計が1台、加熱気化水銀測定装置が1台稼働している。また今年の年末には、より網羅的な化学物質の検査が可能となる液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析計(LC/Q-TOF/MS)が導入される予定である。

本シンポジウムでは、我々の検査ラボで実際に扱った事例を紹介しつつ、動物の感受性の種差など、法獣医学における注意点について現場の視点から紹介する。

### 2. 動物の中毒原因

現在、日本には米国の様な動物専門の中毒センターは無く、本来はヒトのための組織である日本中毒センターに獣医師も配置されており、ペット動物としてイヌやネコに対する統計を取っている。

2020年には406件のイヌやネコに対する中毒が受信されている。イヌの方がネコよりも相談案件が多く、8割以上に達する事が報告されている。また、中毒の原因物質の内訳としては、家庭用品が多く、中でも家庭用殺虫剤が最も多いと報告されている。

### 3. 野生動物の中毒原因

ペット動物に比べ、野生動物の化学物質中毒に関する統計はほとんどとられていない事が現状である。我々は、野生動物を対象とした中毒原因の

分析にもチャレンジしている。例えば、猛禽類の鉛中毒や様々な生物の殺鼠剤による中毒(感受性の種差の解明)、殺虫剤を始めとした農薬中毒の検査を実施しており、国内では立ち遅れている野生動物の中毒原因の統計データの蓄積を試みている。現在、法医学対象毒性物質として約200種類、農薬として400種類、金属として36種類の同定が可能となっている。

### 4. 化学物質感受性の種差の解明

ヒトを主な対象とした法医学に比べ、法獣医学では様々な動物の中毒原因を検査する必要がある。その中で注意する必要があるのが、化学物質感受性の動物種差である。例えば、ハムスターとモルモットにおいて、ダイオキシン類の感受性は8000倍も異なると報告されている。また、ネコ科動物は、異物代謝酵素で重要なグルクロン酸転移酵素の一部を欠損している事が報告されており、アセトアミノフェンなどの一部の化学物質に対する感受性が極めて高い。我々は、どの動物がどの様な化学物質に対してどの様な感受性を示すのか、データベースを作成する事を目標に化学物質感受性の種差について研究を進めている。

### 5. 最後に

法獣医学分野における中毒診断は日本ではまだまだ立ち遅れている分野であり、早急に検査体制を構築する必要がある。北海道大学One Health Research Centerはこの様なニーズに対応するために2022年3月に発足した。中毒のみでなく、感染症の検査、遺伝子検査など、包括的な検査体制を構築しているので、ご興味がある方は下記のURLまでアクセスして詳細を見て頂ければ幸いです。

<https://ohrc.vetmed.hokudai.ac.jp/>

### 【講演者略歴】

2003年 信州大学大学院理学部物質循環学科卒業  
2005年 信州大学大学院工学系研究科 修了  
2008年 信州大学大学院総合工学系研究科 修了  
2009年 北海道大学大学院獣医学研究院 助教

2011年 北海道大学大学院獣医学研究科 講師  
2013年 北海道大学大学院獣医学研究院 准教

授  
2021年- 現職

# 日本学術会議・公開シンポジウム 「法獣医学の世界」

## 法学からみた法獣医学

三上正隆(教授)  
愛知学院大学法学部

### 1. はじめに

法獣医学は法律に関わる獣医学的諸問題を取り扱う学問であることから、法獣医学に従事するにあたっては、研究・実務のいずれにおいても、関連法規に対する理解が不可欠と言えよう。そこで、本講演では、法獣医学にとって重要な法律の一つである動物愛護管理法の基本思想と同法44条において規定されている愛護動物虐待等罪の概要を紹介することとしたい。

### 2. 動物愛護管理法の基本思想

人が動物をまもる法律は個としての動物をまもる法律と全体としての動物をまもる法律とに分けることができるが、動物愛護管理法は前者に属するものである。同法の基本思想は、同法1条所定の目的に照らして、我が国独特の「動物愛護論」であると言える。

### 3. 愛護動物虐待等罪の概要

愛護動物虐待等罪は、愛護動物殺傷罪(法44条1項)、愛護動物虐待罪(同条2項)、愛護動物遺棄罪(同条3項)からなる。

愛護動物殺傷罪は、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた」場合に成立する。ここにいう「みだりに」とは、「正当な理由なく、すなわち、「正当な目的がない、又は正当な目的があったとしても手段として社会的に相当でないこと」と解されている。

愛護動物虐待罪は、「愛護動物を虐待した場合」に成立する。ここにいう「虐待」とは、愛護動物に対して「不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱をすること」と理解されている。この定義では、「不必要に強度の苦痛を与える」ことは「残酷な取扱」の例示にすぎず、「虐待」か否かは最終的には「残酷な取扱」であると言えるかで決せられることになる。

愛護動物遺棄罪は、「愛護動物を遺棄した」場合に成立する。ここにいう「遺棄」とは、「愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に離隔することにより、当該愛護動物の『生命・身体を危険にさらす行為』」と解されており、この定義では、「遺棄」は単なる終生飼養責務(法7条4項)違反ではないことになる。

我が国の動物虐待等罪の行為客体は条文上「愛護動物」(法44条4項)に限定されており、かつ、動物愛護管理行政実務上、野生動物(ノイヌ、ノネコ等)は「愛護動物」に含まれないと解されていることに留意する必要がある。

以上のような愛護動物虐待等罪の保護法益は、法の目的(法1条)にかんがみ、「動物愛護の良俗」という社会的法益であると解することができる。

### 4. おわりに

動物虐待に対する獣医学的評価を行い、鑑定書を作成するなどの際には、以上のような動物愛護管理法と愛護動物虐待等罪の理解を踏まえておくことが必要であると考えられる。

### 【講演者略歴】

2008年 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得後退学

2008年-2010年 早稲田大学法務教育研究センター客員講師・客員研究員

2010年-2013年 愛知学院大学法学部 専任講師

2013年-2020年 愛知学院大学法学部 准教授

2020年-現職